

## 廿日市市と明治安田生命保険相互会社との健康増進等に関する包括連携協定

廿日市市（以下「市」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」という。）とは、健康増進等に関する取組を相互に連携及び協力し実施するため、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 市及び明治安田生命は、市民の健康寿命の延伸を見据え、誰もが健康増進に取り組み、特に高齢者においては、フレイル・認知症など心身の多様な課題に対応した取組をより効果的に推進することにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくることを目的とする。

（連携事項）

第2条 市及び明治安田生命は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、連携及び協力し取り組むものとする。

- (1) 市民の健康づくり、高齢者のフレイル予防に関すること。
- (2) 認知症予防と支援体制の推進に関すること。
- (3) 高齢者、障がい者、子ども等への支援及び見守りに関すること。
- (4) 地域や暮らしの安心・安全に関すること。
- (5) その他、地域社会の活性化及び住民サービスの向上に関すること。

（具体的取組）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するための具体的取組については、市及び明治安田生命が協議の上、実施するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに市又は明治安田生命のいずれからも解約の申出がない場合は、この期間は、更に1年間延長するものとし、その後も、同様とする。

（協定の変更）

第5条 市又は明治安田生命が、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（免責）

第6条 明治安田生命は、第2条に定める事項について、協力した場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第7条 市及び明治安田生命は、この協定に基づく取組の実施に当たって知り得た秘密を、市又は明治安田生命の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市及び明治安田生命が協議の上、解決するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に基づく連携及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

- (1) 市の総括連絡責任者は、福祉保健部福祉総務課長とし、第2条に定める各号の連絡責任者は、別に定めるものとする。
- (2) 明治安田生命の連絡責任者は、広島廿日市営業所長とする。

（履行の決定）

第10条 前各条に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、市及び明治安田生命が

協議の上、決定するものとする。

以上のおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年1月21日

広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号 GRANODE広島11階  
明治安田生命保険相互会社 広島支社  
理事 支社長

---

広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
廿日市市  
代表者 廿日市市長

---